

高梁市は子育て世帯向け賃貸住宅の 整備を推進し、支援します



対象となる方及び対象住宅

市内に子育て世帯向け賃貸住宅を建設する個人又は法人等（※ただし、市税等を完納していること）

【対象住宅】

- 建築基準法に適していること
- 賃貸借契約を締結して賃貸する用途であること
- 同一敷地内に2戸以上の住戸を有する住宅であること
- 1戸の床面積の合計が55平方メートル以上の住戸を1戸以上有する住宅であること
- 各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所等が設置されていること
- 敷地内又は近隣に専用駐車場が1世帯あたり1台以上確保されていること

※補助金交付決定年度の翌年度末までに工事及び登記を完了すること

補助対象経費

建設に要する工事費（用地取得費、既存建物除去費を除く）

（補助対象となる住戸：1戸の床面積が55㎡以上）

補助金額

建設に要する工事費 × $\frac{\text{補助対象住戸の総床面積}}{\text{住戸の総床面積}}$ の **1 / 10**

上限 **100** 万円/戸

戸あたり
最大 **150** 万円

次の場合は上限額を増額 市内業者が建設する場合 **10** 万円/戸

居住誘導区域内に建設する場合 **10** 万円/戸

既存建築物を除却し、同一場所に新築する場合 **30** 万円/戸

ただし、1申請あたりの補助金総額は1,000万円を限度とする

申請の手続き

申請時期：住宅建設工事の請負契約後、工事に着手する前

必要書類：交付申請書、申請者の住民票謄本（法人の場合は登記事項証明書）、

工事請負契約書の写し、住宅の平面図（部屋ごとの間取り及び床面積がわかるもの）、

着手前の状況写真、高梁市及び居住地（法人の場合は所在地）の市税等の滞納がない証明書

解体工事がある場合は解体工事請負誓約書の写し

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

※この制度は令和8年度のものであり、次年度以降、内容の見直しを行う場合があります。

【お問合せ先】 高梁市協働定住課 0866-21-0282